



令和2年度第1回  
別府市国民健康保険運営協議会

---

【諮問事項】

令和3年1月29日

別府市 生活環境部 保険年金課



# 内容

---

## I. 保険税率の改正について

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 令和3年度国保事業費納付金及び標準保険料率について      | P2 |
| 2. 令和3年度国民健康保険税率の改正（案）について        | P3 |
| 3. 国民健康保険税率の改正理由について              | P4 |
| 4. 現行保険税率と改正（案）保険税率による保険税額の比較について | P5 |

# I. 保険税率の改正について

## 1. 令和3年度国保事業費納付金及び標準保険料率について

・大分県は、県内市町村に対し令和3年1月13日、県国保運営の財源となる「国保事業費納付金」と被保険者から徴収する保険税の目安となる「標準保険料率」を示しました。

### (1) 事業費納付金と必要保険税額

	令和2年度	令和3年度	増減
国保事業費納付金	3,205,592千円	2,976,452千円	▲229,140千円

※国保事業費納付金は、翌年度の県全体の医療費推計や県全体に係る公費などの収支見込を基に算定し、市町村の所得水準や被保険者数・世帯数、医療費水準を反映させて市町村ごとに按分され市町村が納付します。

	令和2年度	令和3年度	増減
県の示す必要保険税額	2,195,922千円	2,025,307千円	▲170,615千円
一人当たり必要保険税額	106,045円	100,600円	▲5,445円

※必要保険税額は、県が国保事業費納付金の額から市町村ごとの公費などの収支見込などを加減算定して市町村に示します。数値は軽減前のもので、実際は所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置が行われます。

### (2) 標準保険料率と現行税率

	所得割	均等割	平等割
A: 標準保険料率	13.49%	41,229円	26,072円
B: 現行保険税率	16.42%	44,000円	34,600円
差: A-B	▲2.93%	▲2,771円	▲8,528円

## 2. 令和3年度国民健康保険税率の改正(案)について

・今回の改正案では、医療分の所得割を1.5%引き下げることとしています。

### (1) 医療分

区分	現行税率	改正案	増減	備考
所得割額	11.30%	9.80%	▲1.50%	前回改正：平成25年度
均等割額	27,200円	27,200円		前回改正：平成25年度
平等割額	23,000円	23,000円		前回改正：平成24年度
賦課限度額	630,000円	630,000円		前回改正：令和2年度

### (2) 後期高齢者支援金等分

区分	現行税率	改正案	増減	備考
所得割額	2.40%	2.40%		前回改正：平成27年度
均等割額	7,000円	7,000円		前回改正：平成25年度
平等割額	4,600円	4,600円		前回改正：平成24年度
賦課限度額	190,000円	190,000円		前回改正：令和2年度

### (3) 介護納付金分

区分	現行税率	改正案	増減	備考
所得割額	2.72%	2.72%		前回改正：平成27年度
均等割額	9,800円	9,800円		前回改正：平成21年度
平等割額	7,000円	7,000円		前回改正：平成21年度
賦課限度額	170,000円	170,000円		前回改正：令和2年度

### 3. 国民健康保険税率の改正理由について

・改正の理由については様々な要因がありますが、詳細は以下の通りです。

#### ① 財政構造の改善

##### (1) 公費による財政支援の拡充

- ・平成27年度からの基盤安定繰入金の対象拡大、平成28年度の保険者努力支援制度の開始、平成29年度からの国の特別調整交付金の増額など、公費による財政支援が拡充されたことで納付金の支払に必要な保険税額が抑制されています。

##### (2) 収納率向上の取組

- ・納付催告、滞納処分の強化やコンビニ収納の開始など収納率向上の様々な取組により、収納率(現年分)は平成20年度以降毎年改善を続けており、納付金に必要な保険税額の確保に努めています。

#### ② 所得割率の引き下げについて

##### (1) 標準保険料率との乖離

- ・現行税率の所得割(医療分:11.30%)は、県下で最も高い数値となっています。
- ・一方で県の示す標準保険料率の所得割(医療分)は、7.27%と大きく乖離しています。

##### (2) 中間所得層への税負担感の軽減

- ・いわゆる税負担感は、賦課限度額が設定されている高所得層やそもそも課税対象となる所得が少なく、軽減措置のある低所得層に比べ、中間所得層のものが最も大きいとされています。
- ・所得割率を引き下げることによって、中間所得層への負担軽減を図ります。

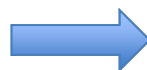
## 4. 現行保険税率と改正(案)保険税率による保険税額の比較について

- ・今回の改正による税額への影響をモデルケース別に比較しています。
- ・所得は令和2年度までの算出方法を用いています。

## モデルケース①

夫:50歳・所得300万円、妻:50歳・所得50万円、息子:17歳・所得無、娘:13歳・所得無

現行	税額
医療分	452,700
後期分	100,700
介護分	103,800
計	657,200



改正案	税額
医療分	410,100
後期分	100,700
介護分	103,800
計	614,600
<b>差額</b>	<b>▲ 42,600</b>

## モデルケース②

世帯主:40歳・所得200万円

現行	税額
医療分	238,900
後期分	51,600
介護分	62,200
計	352,700



改正案	税額
医療分	213,800
後期分	51,600
介護分	62,200
計	327,600
<b>差額</b>	<b>▲ 25,100</b>

## モデルケース③

夫:68歳・所得120万円、妻:65歳・所得60万円

現行	税額
医療分	206,200
後期分	45,900
介護分	
計	252,100



改正案	税額
医療分	189,100
後期分	45,900
介護分	
計	235,000
<b>差額</b>	<b>▲ 17,100</b>